

## 公安委員会定例会議の開催概要

### 第1 日時

平成30年11月7日午後1時00分～午後4時45分までの間

### 第2 全体会議

#### 1 審議事項

なし

#### 2 報告事項

##### (1) 歳末警戒の実施について

年末における各種事件・事故の予防及び検挙を目的として、12月1日から同月31日までの間、「特殊詐欺撲滅に向けた諸対策の強化」、「性犯罪、自動車関連犯罪及びひったくり等街頭で行われる犯罪並びに金融機関等における強盗に対する諸対策の強化」及び「高齢歩行者を重点とした交通死亡事故抑止対策の強化」を重点とした歳末警戒を実施する旨の報告があった。

##### 【委員発言】

○ 特殊詐欺の手口が巧妙化する中、発生実態を的確に捉えていただき、効果的な抑止対策を講じていただきたい。

##### (2) 「横断歩道ハンドサイン運動」モデル横断歩道の効果検証結果について

横断歩道ハンドサイン運動を効果的に推進するため、道路管理者と連携したモデル横断歩道を府内10箇所で整備し、効果検証したところ、横断歩道手前での減速効果等の有効性が確認されたことから、引き続き、交通事故発生実態や地域住民からの要望を踏まえながら、道路管理者と連携した整備を推進する旨の報告があった。

##### 【委員発言】

○ 運動の定着と整備を計画的に推進できるよう、関係機関との連携を進めるとともに、積極的な広報や啓発活動にも配慮していただきたい。

##### (3) イレブンスリー暴走に伴う警察諸対策の実施結果について

イレブンスリー暴走に伴う警察諸対策を実施した結果、ギャラリーが最大10名い集したものの、特異事案の発生はなく平穩に終了した旨の報告があった。

##### 【委員発言】

○ 取組強化によって成果が出ている。今後も継続した取組をお願いしたい。

### 第3 個別会議

#### 1 決裁事項

##### (1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、76件の行政処分を決定した。

- (2) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反に係る代行聴聞結果及び行政処分決定について  
大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく行政処分1件（客引行為等禁止違反）について、審議の結果、事業の停止（停止期間3月）を決定した。
- (3) 不服申立てに対する裁決について  
一般運転者に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案4件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。
- (4) 臨時適性検査における「公安委員会が認める医師」の認定及び解除について  
臨時適性検査における「公安委員会が認める医師」の認定及び解除について上申があり、審議の結果、可として決裁した。
- (5) 苦情及び意見要望の受理等について  
ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。  
イ 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。  
ウ 意見要望47件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

## 2 報告事項

- (1) 10月中の懲戒等措置結果について  
10月中の懲戒等措置結果について報告があった。
- (2) 飲酒に起因する非違事案の未然防止対策の策定について  
各所属において、飲酒に起因する非違事案防止対策として「真に考えさせる教養」を実施し、職員からの意見等を取りまとめ、同種事案の未然防止に向けた具体的対策を策定した旨の報告があった。
- (3) 街頭防犯カメラシステム等における複製データの提供状況について  
街頭防犯カメラシステム等の複製データの提供状況について、平成30年7月から9月末までに集計された街頭防犯カメラシステムでの提供件数は315件であった旨の報告があった。
- (4) 9月中の警察宛て苦情の受理及び処理結果について  
9月中の警察宛ての苦情申出状況及び反省・教訓の認められた事案の概要について報告があった。
- (5) 警察署協議会における懲戒処分事案の説明等について  
南警察署協議会において懲戒処分事案の説明等を行う旨の報告があった。

以上